

農山漁村再生可能エネルギー法Q&A (R3.7.30)

このQ&Aは、農山漁村再生可能エネルギー法の内容について関係者の皆様に分かりやすくお示しするために作成しているものです。内容については、今後、法の施行状況を踏まえ変更される場合があります。あらかじめ御了承ください。

1. 総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

- 1-1. この法律の必要性について教えてください。
- 1-2. この法律がある場合とない場合とで、農山漁村の再生可能エネルギー発電設備の導入にどのような違いがあるのでしょうか。
- 1-3. この法律に基づく再生可能エネルギー発電の導入により、農山漁村にどれくらいの経済的利益がもたらされるのでしょうか。

2. 用語の解説等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

- 2-1. 「漁港及びその周辺の水域」の範囲について教えてください。
- 2-2. 法律のガイドラインにおける「地域に存するバイオマス」とは具体的にどのようなものをいうのでしょうか。
- 2-3. 本法律に基づき促進すべきバイオマス発電について、「発電に供する原料として地域に存するバイオマスを主に活用するもの(当該発電により得られる電気の量に占める地域に存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合について年間を通じて原則8割以上確保するものをいう)」とされているのは何故でしょうか。
- 2-4. 国の基本方針で、「農地の有効活用や農業者の所得向上に結びつく営農型太陽光発電を促進する」としているが、具体的にはどういった営農型太陽光発電を促進したいと考えているのでしょうか。

3. 市町村等の役割等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

- 3-1. この法律において、市町村はどのような役割を担うのでしょうか。
- 3-2. この法律の事務は、市町村のどの部署が担うのでしょうか。
- 3-3. この法律により、市町村の事務負担が増えるのではないのでしょうか。
- 3-4. 事業者から基本計画作成の提案があった場合に、市町村はどのような観点から検討すればよいのでしょうか。
- 3-5. 設備整備計画の認定に際して、農業委員会はどのような役割を果たせばよいのでしょうか。
- 3-6. 農業委員会を設置していない場合はどのような手続き等が必要となるのでしょうか。
- 3-7. この法律において、都道府県にはどのような役割が期待されているのでしょうか。

4. 基本計画関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

- 4-1. 基本計画における「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針」には、具体的な数値目標等を記載することが求められるのでしょうか。
- 4-2. 基本計画における「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」の設定基準はどのようなものなのでしょうか。
- 4-3. この法律を踏まえ、再生可能エネルギー発電設備の整備について農地転用の取扱いはどうなるのでしょうか。
- 4-4. 農振法による農用地区域の除外に係る特例措置は講ずるのでしょうか。
- 4-5. 農地法第4条第1項に規定される「指定市町村」であるかどうかで手続き等にどのような違いがあるのでしょうか。
- 4-6. この法律に基づいて再生可能エネルギー発電設備の整備を認める農地について、農地中間管理機構との関係はどうなるのでしょうか。
- 4-7. 再生可能エネルギー発電事業者による農林漁業の健全な発展に資する取組とは、具体的にどのような取組を想定しているのでしょうか。
- 4-8. 基本計画においてバイオマス発電を位置づける場合、原料の収集範囲が計画策定市町村の区域外となってもよいのでしょうか。（※発電設備の整備を行う区域は計画策定市町村）。
- 4-9. 市町村が基本計画の作成の提案を受けた場合、当該計画を作成する必要がないと判断する理由としてはどのようなものが想定されるのでしょうか。
- 4-10. 複数の市町村で基本計画の作成を行う場合はどのような対応が必要になりますか。
- 4-11. 市町村内またはその周辺に気象レーダーが設置されている場合、風力発電を含む基本計画策定時にどのような対応が必要になりますか。
- 4-12. 管理用道路や排水設備は附属設備に含まれるのでしょうか。

5. 協議会関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

- 5-1. 協議会の運営経費を農林漁業の健全な発展に資する取組として売電収入の一部を充てることは可能でしょうか。
- 5-2. 農林漁業関連施設として、具体的にどのような施設を想定しているのでしょうか。
- 5-3. 「農林漁業の健全な発展に資する取組」についてどのように決めればよいのでしょうか。
- 5-4. 売電収益を農林漁業と関連しない事業（福祉や観光等）に使用することは「農林漁業の健全な発展に資する取組」として認められるのでしょうか。
- 5-5. 市町村が設置する協議会においては、どのようなことを協議するのでしょうか。また、協議会の設置によるメリットは何なのでしょうか。
- 5-6. 協議会の構成員には、どのような者を入れるべきでしょうか。
- 5-7. 市町村の区域外の者を協議会の構成員に入れることはできるのでしょうか。
- 5-8. 協議会について、既存の地域農業再生協議会等の組織がその機能を果たすか又は連

携する形で任務を遂行することはできるのでしょうか。

- 5-9. バイオマス発電の場合、市町村の区域外からも原料となるバイオマスを収集するケースが想定されるが、市町村の区域外で原料の供給に関与する農林漁業者等も協議会の構成員とすべきでしょうか。
- 5-10. バイオマス発電の場合、協議会において具体的にどのような事項について協議をすべきでしょうか。
- 5-11. 市町村内で複数の再エネ法活用の事業計画がある場合、元からある再エネ事業の関係者も引き続き参加しなければいけないでしょうか。
- 5-12. 予算がなく学識経験者を呼べない場合には、協議会は開催できないのでしょうか。

6. 設備整備計画関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

<計画作成関係>

- 6-1. 設備整備計画の認定を受ける者としてどのような主体が適当でしょうか。地域外の事業者も対象となるのでしょうか。
- 6-2. 設備整備計画が複数の市町村にまたがる場合、どのような対応が必要になるのでしょうか。
- 6-3. 農林漁業の健全な発展に資する取組の設備整備計画への記載については、どの程度の具体性（取組開始の期限、事業規模、資金調達方法等）が求められるのでしょうか。

<計画認定関係>

- 6-4. どの程度の期間をかけて設備整備計画の認定を行うべきなのでしょうか。
- 6-5. 「設備整備計画を実施する見込みが確実であること」の判断は、どのような観点から行うのでしょうか。
- 6-6. 複数の法律の許可等が必要な行為が記載された設備整備計画の認定に際して、市町村が都道府県に協議する場合、都道府県の複数の部署に協議する必要があるのでしょうか。
- 6-7. 設備整備計画の申請が受け付けられれば、後日認定されるものとして速やかに着工してもよいのでしょうか。
- 6-8. 認定設備整備者の認定設備整備計画の実施状況はどのように把握すればよいのでしょうか。

<バイオマス発電に係る計画認定関係>

- 6-9. 農山漁村再生可能エネルギー法に基づき市町村により設備整備計画の認定を受けたバイオマス発電事業と、再エネ特措法における出力制御の運用の関係はどうなっているのでしょうか。
- 6-10. バイオマス発電に係る設備整備計画の認定の基準について、「設備整備計画が地域に存するバイオマスを主に活用するものとなっているか」をどのように確認すればよいのでしょうか。

- 6-11. バイオマス発電に係る設備整備計画の認定の基準について、「地域の関係者の合意を得ているか」をどのように確認すればよいのでしょうか。
- 6-12. バイオマス発電に係る設備整備計画の認定の基準について、「発電に供する原料の安定供給体制が構築されているか」をどのように確認すればよいのでしょうか。
- 6-13. 市町村は、認定設備整備事業者の認定設備整備計画が木質バイオマス発電に係るものである場合のフォローアップをどのように実施すればよいのでしょうか。
- 6-14. 既にFITの設備認定を受け、電力会社と接続契約を行い、運転を開始しているバイオマス発電所についても、本法律に基づく認定の対象となるのでしょうか。
- 6-15. 地域に存するバイオマスのバイオマス比率が、運転開始当初は8割未満であるものの、数年かけて8割を超えるというバイオマス発電の設備整備計画について、本法律に基づく設備整備計画の認定を受けることは可能でしょうか。
- 6-16. 設備整備計画の認定を受けたバイオマス発電設備が、地域に存するバイオマスのバイオマス比率を、年間を通じて8割以上確保できず、最終的に認定を取消されたが、その後再び年間を通じて8割以上を確保する見込みが確実になった場合、再度認定を受けることができるのでしょうか。

<認定取消・事業中止関係>

- 6-17. どのような場合に、設備整備計画の認定を取消すのでしょうか。
- 6-18. 認定を取消すに際してはどのような手続を行うのでしょうか。
- 6-19. 再生可能エネルギー発電事業の中止・撤退のときにどのように対応すべきでしょうか。
- 6-20. 再生可能エネルギー発電事業の譲渡・承継のときにどのように対応すべきでしょうか。
- 6-21. 設備整備計画の認定を受けたバイオマス発電事業が、地域に存するバイオマスのバイオマス比率を、年間を通じて8割以上確保できなかった場合、当該設備整備計画は即時認定取消となるのでしょうか。
- 6-22. 市町村は、設備整備計画の認定を取消した場合、関係者としてどの範囲まで認定を取消した旨を通知すべきでしょうか。

7. 所有権移転等促進計画関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

- 7-1. 所有権移転等促進計画の意義及び期待される効果について教えてください。
- 7-2. 所有権移転等促進計画に係る土地について、市町村の嘱託登記の意義について教えてください。

8. 農山漁村再生可能エネルギー法に関する支援措置関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

- 8-1. この法律の施行に際して、国はどのような支援を市町村に行うのでしょうか。
- 8-2. この法律に基づく基本計画の作成や協議会の設置・運営について、相談をしたいのですが、どうすればよいのでしょうか。

8-3. この法律と関連した財政上の支援措置について教えてください。

1. 総論

1-1. この法律の必要性について教えてください。

(答)

- 1 再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度の導入により、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した発電が進んでいますが、その利益を地域に還元させ、地域の活力の向上及び持続的発展に結び付けることが重要な課題となっています。
- 2 また、農山漁村において、再生可能エネルギー発電設備の無計画な整備が進めば、農林漁業に必要な農林地や漁港等が失われ、農山漁村の活性化にもつながらないおそれがあります。
- 3 この法律の運用開始後では、持続可能な社会の実現に向けた貢献として、農山漁村で発電された再生可能エネルギー電気の価値が見直されつつあります。さらに、相次ぐ自然災害に対する備えの手段として再生可能エネルギーの地産地消等、分散型エネルギーシステム構築の重要性が高まりつつあります。
- 4 このため、この法律により、再生利用が困難な荒廃農地等に再生可能エネルギー発電設備を誘導するなど、地域主導で農林漁業の健全な発展と調和した再生可能エネルギー発電設備の導入等を促進し、地域と共生する再生可能エネルギー電気の発電によって農山漁村の活性化を図ることとしたものです。

1-2. この法律がある場合とない場合とで、農山漁村の再生可能エネルギー発電設備の導入にどのような違いがあるのでしょうか。

(答)

- 1 固定価格買取制度が開始されて以降、各地域で農林地等を再生可能エネルギー発電設備の用地として見込む動きが加速している状況に鑑みれば、農山漁村における再生可能エネルギー発電設備の整備が無計画に進み、地域の農林漁業に必要な農林地や漁港等の確保に支障が生ずるおそれがあります。
- 2 この法律を活用することにより、農業上の再生利用が困難な荒廃農地に再生可能エネルギー発電設備の整備を誘導するなど土地利用の調整を適正に行い、併せて発電の利益を活用した農林漁業の発展に資する取組が行われることにより、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進が可能となります。

1-3. この法律に基づく再生可能エネルギー発電の導入により、農山漁村にどれくらいの経済的利益がもたらされるのでしょうか。

(答)

- 1 この法律の枠組みに基づいて再生可能エネルギー発電を行う場合には、併せて農林漁業の健全な発展に資する取組を行うことが必要であり、地域外の事業者が取り組む場合であっても、売電・売熱収入の一部がこの取組のために使われること等により、地域に還元されます。
- 2 また、地域の農林漁業者やその団体等の地域の主体が再生可能エネルギー発電に取り組む場合には、光熱費の削減が期待されるほか、売電・売熱収入そのものが地域の所得向上につながり、例えば、売電・売熱収入の一部を農業振興に充てるといった取組を実施すること、平時から発電した電気を農林漁業の関連施設で活用（地産地消）することにより、災害時の電力確保が可能となり地域経済活動の維持にも寄与します。
- 3 さらに、農業上の再生利用が困難な荒廃農地等を有効活用して再生可能エネルギー発電設備を整備した場合、
 - ① 地権者は、新たな地代収入が得られる
 - ② 市町村は、固定資産税による税収の増加が見込まれる
 - ③ 地元企業は、発電設備の整備やメンテナンスに携わることが可能となり、雇用の創出につながる等のメリットが期待されます。

2. 用語の解説等

2-1. 「漁港及びその周辺の水域」の範囲について教えてください。

(答)

- 1 「漁港」とは、漁港漁場整備法第2条に規定されている、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であり、その区域は同法第6条第1項から第4項までの規定により指定された水域及び陸域となります。
- 2 また、農山漁村再生可能エネルギー法において「その周辺の水域」とは、主に漁港の区域に接続する部分の水域を想定しており、漁港漁場整備法により漁港として指定されていない水域ではありますが、漁船の航行や漁業の操業、水産動植物の保護培養などの漁港の機能の発揮に支障が生じないように確保されることが必要な水域を指すものです。

2-2. 法律のガイドラインにおける「地域に存するバイオマス」とは具体的にどのようなものをいうのでしょうか。

(答)

- 1 「地域に存するバイオマス」とは、未利用間伐材や、地域の木材の加工時等に発生する端材、おがくず、樹皮等の残材、稲わらやもみ殻、家畜排せつ物等の農山漁村に固有のバイオマスのことをいいます。
- 2 なお、ここでいう「地域」の範囲には限定はありません。すなわち、市町村等をまたがって広範囲での調達も対象となります。

2-3. 本法律に基づき促進すべきバイオマス発電について、「発電に供する原料として地域に存するバイオマスを主に活用するもの(当該発電により得られる電気の量に占める地域に存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合について年間を通じて原則8割以上確保するものをいう)」とされているのは何故でしょうか。

(答)

- 1 本法律は、農山漁村に豊富に存在する資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進し、その利益を地域に還元させ、当該地域の活力の向上及び持続的発展に結びつけることを目的としたものです。

- 2 このため、本法律に基づき促進すべきバイオマス発電で活用する原料は、「地域に存するバイオマス」であることが基本です。
- 3 一方、バイオマス発電については、他の再生可能エネルギー源と異なり、原料を収集する必要があり、安定的に稼働するためには、発電に供する原料の調達先を多様化する必要がある場合もあり得ます。
- 4 このような事情を勘案し、本法律に基づき市町村が基本計画に定め、促進すべきバイオマス発電については、当該発電により得られる電気の量に占める地域に存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合（「地域に存するバイオマス」のバイオマス比率）について年間を通じて原則8割以上確保することとしているところです。

2-4. 国の基本方針で、「農地の有効活用や農業者の所得向上に結びつく営農型太陽光発電を促進する」としているが、具体的にはどういった営農型太陽光発電を促進したいと考えているのでしょうか。

(答)

- 1 農地に支柱を立てて営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置して発電する営農型太陽光発電（以下「営農型太陽光発電」という。）は、営農の適切な継続を通じた農地の有効活用とともに営農に加えて発電由来の収入によって農業者の所得向上が図られることにより、荒廃農地の再生や条件不利地域での営農や定住を下支えし、地域の農業の振興に資することが期待されます。
- 2 営農型太陽光発電は、多面的な機能を有する農地上で発電をすることから、地域の農業と調和しながら地域の農業を発展させ、地域の活力の向上を目指すべきです。特に、大規模な営農型太陽光発電等地域の農業に与える影響が大きいと考えられるものについては、地域で従来から生産されている作物や地域で振興されている作物を作付ける等、営農面で地域と調和し地域の農業を担い、栽培した農産物が十分な市場評価を得られるよう、生産や販売面での確実な計画を立てることが重要です。
- 3 また、荒廃農地に設備を導入することにより、農地の再生につながり、長期にわたる発電期間の間、その農地の営農者を確保、育成を図る取組は望ましいと考えます。なお、長期間耕作が行われていなかった農地は、地力の低下や排水不良等従来から営農条件が劣る場合もあることから、必要に応じて、地力回復のための緑肥の投入や基盤の再整備等、発電設備の設置と併せた営農への初期投資や、中長期的な視点に立った営農計画の樹立が肝要です。

4 さらに、売電収入が農業経営の下支えとなるよう、農業者自らが発電設備に出資又は発電主体となることや、下部での営農者への売電収入の還元について事前に取り決めを行う等、より多くの売電収入が農業者に還元される取組が望ましいと考えます。

3. 市町村等の役割等

3-1. この法律において、市町村はどのような役割を担うのでしょうか。

(答)

- 1 この法律は、地域主導で再生可能エネルギー発電を促進することにより、農山漁村の活性化を図るものであることから、基礎的自治体である市町村に中心的な役割を果たしていただくことを前提としています。
- 2 具体的には、
 - ① 国の基本方針に基づく、基本計画の作成
 - ② 基本計画の作成・実施のための協議会の組織・運営
 - ③ 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者の作成する設備整備計画の認定
 - ④ 認定設備整備計画の適確な実施を担保するための指導及び助言等の役割を果たしていただくこととしています。

3-2. この法律の事務は、市町村のどの部署が担うのでしょうか。

(答)

- 1 この法律の事務の担当部署については、各市町村の組織体制に応じて、それぞれの市町村で決めていただくこととなります。
- 2 想定される例としては、
 - ① 再生可能エネルギーの専任の部署がある場合には、その部署が、
 - ② 専任の部署がない場合には、農林地や漁港等の利用調整に関する知見があり、農林水産業を担当する部署が中心となって、環境政策やエネルギー政策を担当する部署や企画・総務を担当する部署等と共同で、この法律の事務を担っていただくことを想定しています。
- 3 なお、実際にこの法律を活用している市町村では、法律の枠組みを使う目的に応じ、例えば、売電収入の一部を
 - ① 農林漁業の振興を図る目的で活用する場合には農林水産業の担当部局
 - ② 再生可能エネルギーを地域の特色を活かした「強み」に位置づけて地域活性化を図る目的で活用する場合には環境・エネルギーの担当部局
 - ③ 農業振興だけでなく、様々な施策を組み合わせるまちづくりを行う目的で活用する場

合には関係部局が幅広いことから、とりまとめる立場の企画・総務の担当部局がそれぞれ中心となって、関係部局と連携しながら、事務を担うところもあります。

3-3. この法律により、市町村の事務負担が増えるのではないのでしょうか。

(答)

- 1 この法律に基づく事務については、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を計画的に進めたいという意欲を持つ市町村に取り組んでいただくものです。
- 2 国は、基本方針において、基本計画に定めるべき事項を示すほか、相談窓口である地方農政局等から、市町村に対し必要な情報提供や助言等のきめ細かい援助を行っています。
- 3 また、基本方針では、都道府県についても、市町村に対し、必要な情報提供や助言等の援助を行うよう努めることとしています。
- 4 引き続き、市町村の事務の負担感を増大させないように、国としてこの法律に基づく市町村の取組を支援していきます。

3-4. 事業者から基本計画作成の提案があった場合に、市町村はどのような観点から検討すればよいのでしょうか。

(答)

- 1 この法律は、地域主導で再生可能エネルギー発電を促進することにより、農山漁村の活性化を図るものです。
- 2 基本計画作成は、市町村が国の基本方針に基づき作成するものであり、事業者からその提案があった場合、本法の目的をしっかりと踏まえることを念頭に、整備しようとする再エネ発電設備の種類や規模、整備をしようとする区域を聴取することに加え、基本計画の策定のための協議会の組織・運営に関する考え方等を聞きとることが必要と想定します。
- 3 その上で、地域への再エネ発電設備の導入、発電等を見据えて、
 - ・ 地域住民の理解を得る見込みは。理解を得る上での障壁は何かあり、どのように解決する考えなのか
 - ・ 計画的な推進のためにはどのような関係者が必要なのか

- ・ 再エネ発電設備の導入を通じて、地域の農林漁業の健全な発展に資する考えなのか等について検討し、地域の政策と照らし合わせた上で、取組を推進していただくこととなります。

3-5. 設備整備計画の認定に際して、農業委員会はどのような役割を果たせばよいのでしょうか。

(答)

- 1 市町村が設定する再生可能エネルギー発電設備整備区域に農地を含めようとする場合には、農地転用の可否について判断が伴う場合も考えられるため、農業委員会の委員を協議会の構成員とすることが適当です。
- 2 また、設備整備計画の認定に係る農業委員会の関与については、都道府県知事が市町村の認定に対する同意の可否を判断する場合、農地法に基づく許可の審査と同等の効果を持たせるためには農業委員会の関与が必要であることから、農地法に基づく許可が必要な行為が記載された設備整備計画を都道府県知事が同意する際には、あらかじめ当該市町村の農業委員会の意見を聴いていただくこととしています。
- 3 なお、当該市町村が農地法第4条第1項に規定する指定市町村である場合には、指定市町村から農業委員会に意見を聴いていただくこととなりますので、ご注意ください。

3-6. 農業委員会を設置していない場合はどのような手続き等が必要となるのでしょうか。

(答)

- 1 農業委員会を設置していない市町村が設定する再生可能エネルギー発電設備整備区域に農地を含めようとする場合には、当該市町村の農地転用担当部局を協議会の構成員とすることが適当です。
- 2 また、都道府県知事が市町村の認定に対する同意の可否を判断する場合、農地法に基づく許可の審査と同等の効果を持たせるためには当該市町村の農地転用担当部局の関与が必要であることから、農地法に基づく許可が必要な行為が記載された設備整備計画を都道府県が同意する際には、あらかじめ当該市町村の農地転用担当部局の意見を聴いていただくこととしています。

3-7. この法律において、都道府県にはどのような役割が期待されているのでしょうか。

(答)

都道府県には、市町村に対して、

- ① 調査事業や実証事業により得られた再生可能エネルギーに係る資源の賦存状況、立地条件等の情報提供や技術的な助言
- ② 各都道府県において定める新エネルギービジョン・構想等の内容や活用可能な再生可能エネルギー導入支援措置等に関する情報提供
- ③ 都道府県が許可権等を有する規制・制度であって再生可能エネルギーの導入に関連するものに関する情報提供

の援助を行っていただくことを想定しています。

4. 基本計画関係

4-1. 基本計画における「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針」には、具体的な数値目標等を記載することが求められるのでしょうか。

(答)

- 1 各市町村において、この法律の目的や基本理念を踏まえつつ地域にとって望ましい形で再生可能エネルギーの導入を進めていただくためには、発電の利益の地域への還元、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地や漁港等の確保等に関する基本的な方向性を明らかにして、地域の関係者間で共有することが重要です。
- 2 このため、市町村の基本計画において「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針」として定性的な方向性を示していただくことしております。
- 3 他方で、具体的な数値による「目標」の設定は、本法では義務付けておりませんが、基本計画の実施をより強力に実施したり、その達成状況を確認・検証するためには、定量的な数値「目標」を設定することが有効です。このため、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進による所得の向上や雇用の増大などに関する「目標」を設定することが望ましいと考えております。

4-2. 基本計画における「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」の設定基準はどのようなものなのでしょうか。

(答)

- 1 「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」の設定基準については、省令及び国の基本方針において、
 - ① 区域に含めようとする農林地又は漁港若しくはその周辺の水域の面積又は範囲が、当該区域で整備する発電設備の規模からみて適当と認められること
 - ② 優良農地の確保に支障が生じないように配慮しながら、再生可能エネルギー発電事業の実施を促す観点から、農用区域内農地及び甲種農地は避け、第1種農地のうち農業上の再生利用が困難な荒廃農地等について、区域に含むことを可能とすること
 - ③ 森林が有する国土の保全、水源のかん養等の機能の重要性に鑑み、保安林として指定されていない森林を優先的に用いるとともに、保安林を区域に含める必要がある場合は、その指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないようにすること

- ④ 漁港の本来の機能の発揮の確保の観点から、区域に漁港又はその周辺の水域を含める場合は、当該漁港の利用又は保全及び当該水域における漁業に支障を及ぼすおそれがないようにすること等を定めています。

2 詳細は、基本方針第3及びガイドラインをよく御確認ください。

4-3. この法律を踏まえ、再生可能エネルギー発電設備の整備について農地転用の取扱いはどうなるのでしょうか。

(答)

- 1 本法は、適正な土地利用調整を行うことにより、優良農地を確保しながら地域において再生可能エネルギー発電を促進することで、農山漁村の活性化を図るものです。
- 2 このため、本法に基づき作成される基本計画の再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域には、
- ① 農業上の再生利用が困難な荒廃農地
 - ② 農業上の再生利用可能な荒廃農地のうち、受け手が見込まれないため、今後耕作の見込みがない土地
- であれば、第1種農地であっても含めることができるとし、認定を受けた設備整備計画に従ってこの区域で再生可能エネルギー発電設備を整備する場合には、転用が可能となります。
- 3 なお、風力発電設備及び小水力発電については、転用面積が点的であること、風況が良いなど立地場所に制約があること等から、沿道など農業上の利用に支障がない位置に配置する等の要件を満たす場合、荒廃農地以外の農地も「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」に含めることができます。

4-4. 農振法による農用地区域の除外に係る特例措置は講ずるのでしょうか。

(答)

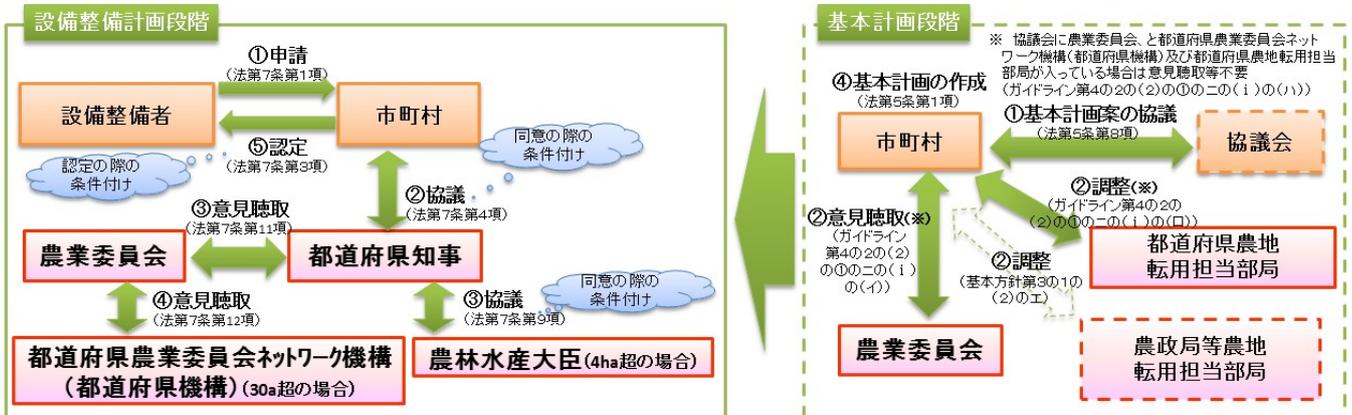
この法律は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた形での再生可能エネルギー電気の発電を促進するものであり、農振農用地区域は市町村が将来的に農用地等として利用すべき土地の区域として指定したものであることから、除外に係る特例措置は講じていません。

4-5. 農地法第4条第1項に規定される「指定市町村」であるかどうかで手続き等どのような違いがあるのでしょうか。

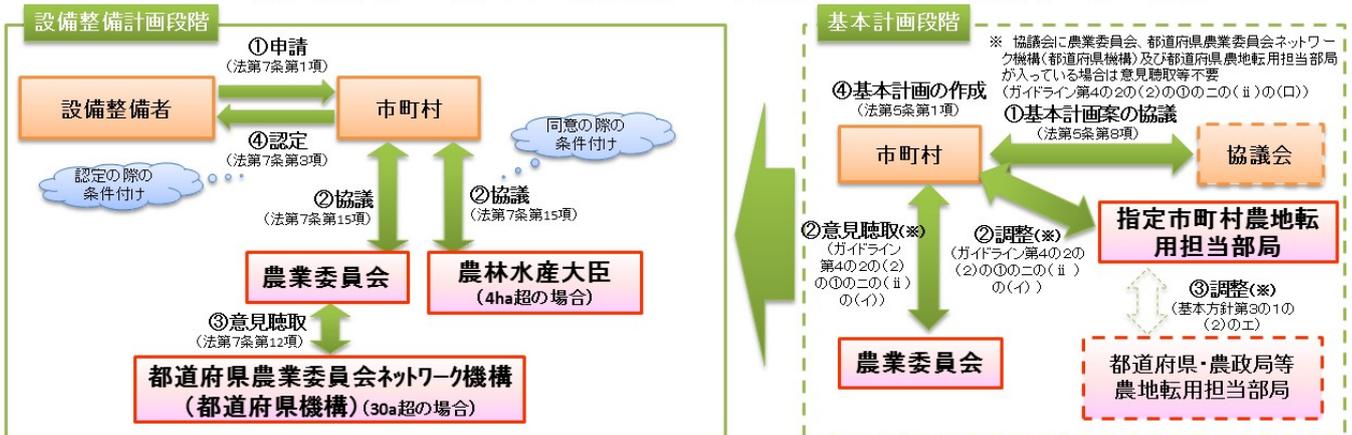
(答)

指定市町村については、設定する再生可能エネルギー発電設備整備区域に農地を含めようとする場合、農地法に基づく許可が必要な行為が記載された設備整備計画を都道府県知事に対して協議することはなくなり、直接農業委員会から意見を聴くこととなります。また、当該農地が4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣に対しても協議を行うこととなります。具体的な手順の流れは、下の図をご確認ください。

＜平成28年度からの農山漁村再エネ法に基づく農地転用の手続(計画市町村が指定市町村でない場合)＞



＜平成28年度からの農山漁村再エネ法に基づく農地転用の手続(計画市町村が指定市町村の場合)＞



4-6. この法律に基づいて再生可能エネルギー発電設備の整備を認める農地について、農地中間管理機構との関係はどうなるのでしょうか。

(答)

- 1 再生利用が困難な荒廃農地については、「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」に設定できます。このような農地については、農地中間管理機構は借受け対象としません。
- 2 また、荒廃農地であっても再生利用可能なものは、農地中間管理機構による借受けの対象であり、再生して農業に活用していくことが基本です。ただし、農地中間管理機構が農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除した農地については、「耕作等を行う者を確保することができないため、今後、耕作等の用に供される見込みがない」と解釈されます。

4-7. 再生可能エネルギー発電事業者による農林漁業の健全な発展に資する取組とは、具体的にどのような取組を想定しているのでしょうか。

(答)

- 1 発電事業者が再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う「農林漁業の健全な発展に資する取組」については、国の基本方針第4において具体的に示しておりますが、例えば次のような取組が想定されます。

なお、この法律は、このような発電事業者による取組のほか、地域の農林漁業者やその団体等が再エネ発電と併せて農林漁業の発展に資する取組を行う場合も対象としています。

 - 「農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保」
発電事業者が売電収入の一部を支出して太陽光発電設備の周辺の農地の簡易な整備等を行うことにより、農業の生産性向上に資する取組 等
 - 「農林漁業関連施設の整備」
風力発電設備の近隣において発電設備の見学者等に地元の農林水産物やその加工品等を販売する直売所を整備・運営する費用として、売電収入の一部を支出する取組 等
 - 「農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進」
木質バイオマス発電を行う事業者が地域の森林所有者等から未利用間伐材等を安定的な

価格で買い取り、発電に活用する取組。また、その際発生する熱を近傍に整備した園芸ハウスに供給し、暖房費を軽減する取組 等

- 「農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進」
畜産業者から家畜排泄物を引き取ってバイオマス発電を実施するとともに、当該発電に伴い発生した消化液や残さから製造した堆肥を低価格で提供する取組 等

2 再生可能エネルギー発電事業の売電収入から、再生可能エネルギー発電設備を整備した土地の地代や賃借料を支払う取組や、地代等に加えて毎年の売電収入の一定割合を地権者に支払う取組だけでは、農林漁業の健全な発展に資する取組とはならないことに留意してください。

4-8. 基本計画においてバイオマス発電を位置づける場合、原料の収集範囲が計画策定市町村の区域外となってもよいでしょうか。（※発電設備の整備を行う区域は計画策定市町村）。

（答）

- 1 バイオマス発電は、他の再生可能エネルギー源と異なり、原料を調達する必要があることから、安定的かつ持続的に運転を行うため、原料の収集範囲が計画策定市町村の区域外となることはあり得ます。
- 2 基本計画において再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組を定めるに当たっては、当該市町村や地域の農林漁業の発展に真に必要なものとする必要があります。
- 3 この場合、農林漁業の健全な発展に資する取組の具体例として、例えば次のような取組が想定されます。
 - ① 発電事業者が売電収入の一部を支出して、地元の農林水産物やその加工品等を販売する直売所を整備・運営する取組
 - ② バイオマス発電で発生する熱を近傍の園芸ハウスに供給し、暖房費を軽減する取組
 - ③ バイオマス発電の燃焼灰から製造した土壌改良材を地域の農業者に低価格で提供する取組
 - ④ 発電事業者が地域の森林所有者等から未利用間伐材などを安定的な価格で買い取り、発電に活用する取組や地域の再造林費用の一部を補助する取組

- 4 なお、原料の収集範囲が計画策定市町村の区域外となる場合でも、当該市町村は、原料の供給に關与する農林漁業者等は全て協議会の構成員とし、原料の安定供給体制を構築するとともに、原料の供給が適切に行われているか等適切にフォローアップを行うようにしてください。

4-9. 市町村が基本計画の作成の提案を受けた場合、当該計画を作成する必要がないと判断する理由としてはどのようなものが想定されるのでしょうか。

(答)

例えば、

- ① 既に他の産業で地域の活性化が十分図られており、再生可能エネルギーの導入に対するインセンティブがないケース
 - ② 農業による地域振興を最優先に考え、ほとんど全ての区域を農振農用地区域に指定するなど、再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域を設定する余地がほとんどないケース
 - ③ 観光により地域活性化を図ろうとする市町村が、自然景観を維持するため、人工物の設置を控えるケース
 - ④ バイオマス発電について、持続的に発電を行うのに必要な資源が地域に十分に存在しないケース
- などが考えられます。

4-10. 複数の市町村で基本計画の作成を行う場合はどのような対応が必要になりますか。

(答)

- 1 この法律において市町村が共同で基本計画を作成する場合、行政処分に対する不服申し立てが行われた場合等における責任の所在を明確化するため、各市町村の所掌する事務と明示することが必要です。例えば、設備整備計画の対象区域毎の受付窓口については各市町村の事務局とすることや農地転用等を必要とする促進区域を含む市町村においては構成員に農業委員会委員等を含めることとする等が考えられます。
- 2 必要に応じてこの法律に基づく共同の協議会を開催し、協議が整った事項については、当該協議会はその内容を共同の基本計画に適切に反映することが重要です。また、この法律に定める市町村が行う事務を関係市町村が責任を持って実施していくことが必要です。

4-11. 市町村内又はその周辺に気象レーダーが設置されている場合、風力発電を含む基本計画策定時にどのような対応が必要になりますか。

(答)

- 1 風力発電設備は、その設置場所によっては、気象レーダーの観測に悪影響を与えることがあり、当該市町村周辺における大雨警報等の防災気象情報の発表の遅れや誤った発表を引き起こす可能性があります。
- 2 このため、風力発電事業を検討する場合には必ず、以下の気象庁HPを確認し、掲載されている連絡先までご連絡ください。

気象庁HP「風力発電施設が気象観測レーダーに及ぼす影響」

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/radar/windturbine.html>

4-12. 管理用道路や排水設備は附属設備に含まれるのでしょうか。

(答)

管理用道路や排水設備が再生可能エネルギー電気の発電、変電、送電又は配電に欠くことのできないものと認められる場合は、附属設備に含まれると考えて問題ありません。

なお、工事用の道路や資材置場等を設置するなど一時的な利用のための施設については、附属設備には含まれません。

5. 協議会関係

5-1. 協議会の運営経費を農林漁業の健全な発展に資する取組として売電収入の一部を充てることは可能でしょうか。

(答)

協議会の運営経費を売電収入でまかなうことは、農山漁村再生可能エネルギー法における農林漁業の健全な発展に資する取組とはなりません。

一方、農林漁業の健全な発展に資する取組以外の望ましい取組として基本計画に位置づけて、売電収入の一部を協議会の運営経費に充てることは問題ありません。

5-2. 農林漁業関連施設として、具体的にどのような施設を想定しているのでしょうか。

(答)

発電事業者が再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて整備する「農林漁業関連施設」としては、例えば、

- ① 農林漁業者が行う6次産業化の取組を進めるに当たり必要となる農林水産物等の加工施設
- ② 風力発電設備の近隣において発電設備の見学者等に地元の農林水産物等を販売する直売所
- ③ 製材所で発生する残材を活用して木質バイオマス発電の燃料となる木質チップを製造する施設
- ④ 漁港の区域内において太陽光発電設備の整備と併せて発電した電気を活用する水産物加工施設

等を省令で定めています。

5-3. 「農林漁業の健全な発展に資する取組」についてどのように決めればよいのでしょうか。

(答)

- 1 「農林漁業の健全な発展に資する取組」については、地域の農林漁業の実情を踏まえ、真にその発展に必要で、かつ、実現可能なものとなるよう、市町村、関係農林漁業者・団体、再生可能エネルギー発電事業者等が十分協議を行い、地域に応じた取組を検討してください（注1）。

(注1) 先行市町村の取組事例(参考)

	電源種	農林漁業の発展に資する取組の内容
例1	太陽光	「道の駅」の出荷者協議会に対し、生産資材等を一部助成し、農業経営の改善を図る取組。
例2	バイオマス(鶏糞)、 太陽光	町で設置した基金への寄付。 【基金の活用例】 ①町の特徴を伸ばす取組(景観作りのための取組、地域の伝統的な食文化を高める取組等) ②農業向けの取組(遊休農地の有効活用、地域ブランドにつながる新たな産品等) ③林業向けの取組(里山林景観の維持活動等)
例3	太陽光	町で設置した基金への寄付。 【基金の活用例】 ①畜産農家への支援 ②施設園芸への支援 ③新規就農者への支援 ④林業再生整備
例4	風力	①周辺農地の簡易な整備や地域農業の多面的な取組等に協力 ②周辺林地の簡易な整備や林道の整備等への協力

2 その際、発電事業者に対して過度な負担を求めることは、発電事業自体の継続が困難となるだけでなく、ひいては、「農山漁村の健全な発展に資する取組」を行うことができなくなってしまうおそれがあることから適当ではありません。発電事業の収益性は、電源種や発電設備を設置する地域の諸事情(注2)によって異なることも踏まえ、発電事業の収支や発電事業者の実行能力等を見極めながら、取組の内容を検討する必要があります。一方、発電事業者は、地域の要望を踏まえつつ、できる限り応えられるよう配慮することが望まれます。

(注2) 例えば、次のような様々な諸事情が考えられます。

- ・ ローカル系統制約のため、蓄電池の設置等が要件付けられることによって新たな費用負担や発電効率の低下が発生する。
- ・ 太陽光発電の場合、日照時間等の日射条件が発電量に大きく影響を与える。
- ・ 風力発電の場合、風況が発電量に大きく影響を与える。
- ・ 設置場所の地理的条件(積雪がある、土壌が軟弱である等)によって設備の仕様が異なり、建設費等が変わってくる。

3 また、売電収入から「農林漁業の健全な発展に資する取組」に充てる金額については、先行市町村の事例において、地域の実情に即して様々なパターンがあり、これらも参考にしながら、前述の留意事項と併せて検討してください(注3)。さらに、「農林漁業の健全な発展に資する取組」への還元に加えて、設備メンテナンスや清掃を地元企業で行う等の

地域還元の取組も含めて地域全体でどのようなメリットがあるのか総合的に判断している事例もあります。

(注3) 先行市町村の取組事例(参考)

	電源種	農林漁業の発展に資する取組に充てる金額	備考
例1	太陽光	売電収益の一部(300万円)を活用	
例2	太陽光	売電収入の4%を活用	事業者を公募し、農林漁業の発展に資する取組の内容について企画競争を行った。
例3	太陽光	売電収入の3%を活用	
例4	太陽光	売電収益の5%(およそ売電収入の1%)を活用	
例5	風力	売電収入の1%を活用	
例6	木質バイオマス	—	地元の未利用材を長期安定的に調達することによって林業の発展に寄与。
例7	太陽光	売電収入の5%	

- 4 また、平時から農林漁業施設への電力の供給を行うことで、災害時等の不測時の電力の確保を図る取組についても、地域の実情に応じて検討され得る取組です。
- 5 なお、売電収入の一部を農林漁業の健全な発展に資する取組に充てる一方で、本来、支払うべき土地の賃借料等の水準を下げるような取組は、本法の趣旨に合致しませんので、ご注意ください。

5-4. 売電収益を農林漁業と関連しない事業(福祉や観光等)に使用することは「農林漁業の健全な発展に資する取組」として認められるのでしょうか。

(答)

- 1 農林漁業の健全な発展に資する取組を定めるに当たっては、当該市町村や地域の農林漁業の発展に真に必要なものなのか、しっかりと検討する必要があります。

2 発電由来の収入を農林漁業と関連しない事業（福祉や観光等）に使用することは、一般的には法律の趣旨に合致せず、「農林漁業の健全な発展に資する取組」とは認められないものと考えられますが、例えば農林漁業者が災害時に避難する避難所となる施設への電力の供給など、農林漁業のためになる取組かについて確認して頂く必要があります。

3 なお、「農林漁業の健全な発展に資する取組」以外の望ましい取組として、こうした取組について基本計画に定めることは差し支えありません。

5-5. 市町村が設置する協議会においては、どのようなことを協議するのでしょうか。また、協議会の設置によるメリットは何なのでしょうか。

(答)

1 協議会においては、基本計画の内容やその実施方策について協議をすることとなります。具体的には、

- ① 地域の特徴ある資源を生かして、どのような再生可能エネルギー発電を促進するのか
 - ② 市町村のどの区域を再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域に設定し、立地の誘導を図るのか
 - ③ 農林漁業の健全な発展に資する取組として何に取り組み、売電収入の活用を含め誰がどのように費用負担を行うか
 - ④ ②の区域で発電事業者が具体的にどのように発電事業や農林漁業の健全な発展に資する取組を進めようとしているのか
- 等について協議を行うこととなります。

2 これらの事項は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を進める上で地域の関係者間で必ず調整が必要となる事項であることから、市町村、関係農林漁業者、発電事業者等が一同に会する協議会を設置することによって、地域における円滑な合意形成とともに、関係者の意見の基本計画への効果的な反映が可能となります。

5-6. 協議会の構成員には、どのような者を入れるべきでしょうか。

(答)

協議会の構成員には、

- ① 市町村(再生可能エネルギーの担当部署や地域の土地の利用状況や農林漁業の状況を具体的に把握している部署の担当者。また、再生可能エネルギー発電設備の整備を促進

する区域に農地を含める場合は、農業委員会の委員。)

- ② 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者
- ③ 発電設備の整備候補地の近隣の農林漁業者やその組織する団体（農協、森林組合、漁協、土地改良区等）
- ④ 発電設備の整備候補地の近隣の住民の方（隣接する市町村の方も含む。）
- ⑤ 再生可能エネルギー発電設備の構造や特性、自然環境に対する影響、発電事業の事業性、ファイナンスについて、学識経験や専門的知識を有する方等を含めることが適当です。

5-7. 市町村の区域外の者を協議会の構成員に入れることはできるのでしょうか。

(答)

可能です。

地域と調和した再生可能エネルギー発電が安定的に実施されるためには、市町村の区域外の学識経験者の方や隣接する市町村の住民の方などを協議会の構成員に加えていただくことは、推奨されるべきことです。

5-8. 協議会について、既存の地域農業再生協議会等の組織がその機能を果たすか又は連携する形で任務を遂行することはできるのでしょうか。

(答)

- 1 地域農業再生協議会は、経営所得安定対策の実施、担い手の育成・確保、農地の有効利用に関する取組を推進するために設置されているものであり、この法律に基づく協議会とは、構成員や協議すべき事項等果たすべき役割が異なることから、その機能を果たすことは困難です。
- 2 しかし、優良農地を確保しつつ、荒廃農地等を再生可能エネルギー発電設備の整備に活用することで農業振興を図るという目的のため、この法律に基づく協議会と地域農業再生協議会等の地域農業の振興に重要な役割を果たす組織が連携することは望ましいものと考えられます。

5-9. バイオマス発電の場合、市町村の区域外からも原料となるバイオマスを収集するケースが想定されるが、市町村の区域外で原料の供給に関与する農林漁業者等も協議会の構成員とすべきでしょうか。

(答)

- 1 バイオマス発電については、協議会の枠組みを活用して原料の安定供給体制を構築することが重要であることから、市町村の区域内外にかかわらず、原料の供給に関与する農林漁業者等は全て協議会の構成員とすることが重要です。
- 2 また、木質バイオマス発電事業で輸入材を使う場合、必ずしも海外の事業者を協議会の構成員に含める必要はありませんが、輸入材を取り扱う木材の販売者等を構成員とすることが望ましいと考えられます。

5-10. バイオマス発電の場合、協議会において具体的にどのような事項について協議をすべきでしょうか。

(答)

- 1 バイオマス発電については、原料の収集や発電所での雇用、焼却灰等の副産物の発生等、他の再生可能エネルギー源と異なる特徴があることから、協議会における協議については、例えば、
 - ・ 地域で導入する意義、目的及び目標（エネルギー需要、環境への影響、関連産業における雇用創出等も考慮）
 - ・ 施設設置場所（発電に活用する水等の確保、電気の系統接続等を考慮）
 - ・ 発電規模（資源量、土地面積、エネルギー需要等を考慮）と事業採算性
 - ・ 地域に存する資源の種類、量、利用可能量と、それらの原料を供給する農林漁業者等の体制
 - ・ 地元住民や利害関係者等への対応方法（アンケートや説明会の実施、地域の木材流通に大きな混乱を生じさせないための調整等）
 - ・ 副産物（燃焼灰等）の利用・処理方法
 - ・ 実施体制及びフォローアップ体制（進捗管理、必要に応じた計画の見直し等）について具体的に協議を行うことが有効です。
- 2 なお、協議により合意した事項については、明文化した上で、協議会の構成員のほか広く共有することが重要です。

5-11. 市町村内で複数の再エネ法活用の事業計画がある場合、元からある再エネ事業の関係者も引き続き参加しなければいけないのでしょうか。

(答)

- 1 既存の構成員に引き続き協議会に参加することを求めるか否かは、市町村の状況によって異なりますが、明らかに無関係な場合には必ずしも参加する必要はありません。
- 2 なお、分科会方式や、参集が難しい場合には文書での決を採る方法も可能です。

5-12. 予算がなく学識経験者を呼べない場合には、協議会は開催できないのでしょうか。

(答)

法第6条2項では、市町村及び事業者は必ず参加しなければならないと定めており、それ以外は市町村が必要と認めたと者を協議会に含めていただければ良いと考えられます。学識経験者の参加は必須事項ではありませんが、様々な専門的視点から意見を聴取しつつ検討を進めることで、必ずしも専門的な知識を有していない地域住民や農林漁業者の事業への理解促進につながることを期待されます。

例えば、初めての協議会の開催に当たっては、市町村と農林漁業の代表者のみ参集し、その後の開催に当たっては、必要に応じて構成員を追加するという方法も考えられます。

6. 設備整備計画関係

<計画作成関係>

6-1. 設備整備計画の認定を受ける者としてどのような主体が適当でしょうか。地域外の事業者も対象となるのでしょうか。

(答)

- 1 この法律では、地域の主体であるか地域外の主体であるかを問わず、再エネ発電とその利益を活用する等により行われる農林漁業の健全な発展に資する取組の実施により農山漁村の活性化を図ることを目指していることから、設備整備計画の認定を受ける者の対象を地域の内外で分けるような仕組みとはしていません。
- 2 他方、地域の農林漁業者やその組織する団体、地域の事業者といった主体が設備整備計画の認定を受け、発電事業に関与することは、売電収入が直接地域における所得の向上等に結びつくことから、これらの者による本法の積極的な活用が期待されます。

6-2. 設備整備計画が複数の市町村にまたがる場合、どのような対応が必要になるのでしょうか。

(答)

- 1 設備整備計画が複数の市町村にまたがる場合、認定を得ようとする事業者は、対象区域毎の市町村の窓口へそれぞれ設備整備計画を提出し、認定を得る必要があります。提出先となる市町村の窓口は、当該区域を所掌する各市町村の窓口である旨協議会規約にて定めておくことが必要と考えます。
- 2 各市町村は作成した基本計画に適合するか否かについて、個別に判断し認定します。基本計画を複数の市町村の合同で作成している場合、他の区域の認定判断と齟齬が生じないように、責任の所在を明確化したうえで適切に連携して対応することが必要です。
- 3 一方、関係市町村の全部又は一部で基本計画が作成されていないケースも想定されますが、この場合、再エネ発電設備の整備を行おうとする者は、本法第5条第6項に基づき、当該市町村に対し、
 - ① 関係市町村が密接に連携して、内容に整合性を持たせつつ、それぞれの基本計画を作成すること
 - ② そのため、基本計画の内容や実施方針を検討する協議会を合同で開催すること等を提案していただくことが可能です。

4 提案を受けた関係市町村は、提案内容を踏まえ、連携した基本計画の作成や合同での協議会の開催を検討するなど、必要な対応を行っていただくことが望まれます。

6-3. 農林漁業の健全な発展に資する取組の設備整備計画への記載については、どの程度の具体性（取組開始の期限、事業規模、資金調達方法等）が求められるのでしょうか。

（答）

1 地域の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電が促進されるためには、設備整備計画の実効性が確保されることが重要です。

2 このため、設備整備計画においては、

- ① 取組の開始時期や実施期間
- ② 取組によって整備される農林漁業関連施設の内容や利用される農林地や漁港等の所在・地番、農林漁業生産の副産物を活用して生産される物品の内容など具体的な計画
- ③ ②に必要な資金の額やその調達方法（例：売電収入の一部を充てる、金融機関からの融資を受ける（予定）等）
- ④ 複数の関係者と共同で行う場合には、その関係者の氏名・名称や役割分担等について記載する必要があります。

<計画認定関係>

6-4. どの程度の期間をかけて設備整備計画の認定を行うべきなのでしょうか。

（答）

1 この法律に基づく設備整備計画の認定は、本来、再生可能エネルギー発電事業者自らが行うべき農地法等の許可申請手続をワンストップ化して市町村が代わりにを行い、様々な事務に要する期間を短縮することをメリットとするものです。

2 一方で、市町村が設備整備計画の認定の可否を判断する際に、農地法や森林法等の許可等の手続に通常要する期間（例えば、標準処理期間）よりも長くかかることとなれば、このメリットが損なわれてしまいます。

- 3 このため、市町村におかれましては、農地法等の許可等の手続に際して通常要する期間よりも短い期間で設備整備計画の認定を行えるよう迅速な事務処理に努めていただくとともに、同意協議の事務を行う都道府県や国の地方支分部局等も、この点を踏まえた対応を行っていただくことが求められます。

6-5. 「設備整備計画を実施する見込みが確実であること」の判断は、どのような観点から行うのでしょうか。

(答)

- 1 基本計画に記載された内容が実現されるためには、認定された設備整備計画の実効性が確保されることが重要です。
- 2 このため、市町村が設備整備計画の認定を行うに当たっては、
- ① 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容や整備を行う期間が現実的なものかどうか
 - ② 農林漁業の健全な発展に資する取組が地域の農林漁業の実態に即したものかどうか
 - ③ 取組を実施するために必要な資金の額や調達方法は実現性が高いものかどうか
 - ④ 環境影響評価の実施や固定価格買取制度に基づく認定等の再生可能エネルギー発電設備の整備に必要な他の手続が進んでいるか
- 等の観点から審査を行っていただきます。

6-6. 複数の法律の許可等が必要な行為が記載された設備整備計画の認定に際して、市町村が都道府県に協議する場合、都道府県の複数の部署に協議する必要があるのでしょうか。

(答)

- 1 この法律は、発電事業者が個別に行うべき農地法等の許可等の手続を市町村段階でワンストップで受け付けることにより、手続の負担の軽減を図るものです。
- 2 このため、都道府県におかれましては、市町村の認定事務の負担の軽減を図る観点から、市町村からの協議に際しては、窓口を一本化して対応していただくようお願いいたします。

6-7. 設備整備計画の申請が受け付けられれば、後日認定されるものとして速やかに着工してもよいでしょうか。

(答)

設備整備計画を申請しても、市町村の認定がなければ、本法第9条から第15条までの各個別法に基づく許可等があったとはみなされません。設備整備計画の認定前にもかかわらず設備整備計画に記載された工事等を開始すれば、農地法等の各個別法に基づく原状回復命令や罰則の適用がされる場合も考えられますので、ご注意ください。

6-8. 認定設備整備者の認定設備整備計画の実施状況はどのように把握すればよいのでしょうか。

(答)

- 1 設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を行っていない場合、地域の関係者へ影響を与える可能性があることも踏まえ、市町村は設備整備者の認定設備整備計画の実施状況について把握し、必要な指導・助言を行うことが重要です。
- 2 具体的な把握の方法については、農山漁村再生可能エネルギー法を活用している市町村では、設備整備計画の認定時に、「設備整備者は、市町村及び協議会に対し、認定設備整備計画の進捗状況について、随時（又は定期的に）報告すること」を条件付けしている場合もあります。
- 3 このように、設備整備計画を認定した後も、計画の進捗状況の報告を求める等により、あらかじめ、その進捗状況を把握する仕組みを決めておくことが望ましいと考えています。

<バイオマス発電に係る計画認定関係>

6-9. 農山漁村再生可能エネルギー法に基づき市町村により設備整備計画の認定を受けたバイオマス発電事業と、再エネ特措法における出力制御の運用の関係はどうなっているのでしょうか。

(答)

- 1 平成27年1月22日付けで、再エネ特措法における省令・告示が公布され、バイオマス発電については、出力制御の受容可能性を踏まえたきめ細かい出力制御ルールが設けられたところです。
- 2 具体的には、「地域資源バイオマス発電設備」とされるバイオマス発電設備については、システムの運用上必要な範囲での出力制御の対象となりますが、緊急時を除き出力制御が困難な場合は出力抑制の対象外となりました。
- 3 この際、木質バイオマス発電設備等について、「農山漁村再生可能エネルギー法に基づき市町村により設備整備計画の認定を受けたもの」は「地域資源バイオマス発電設備」の要件を満たすこととなります。
- 4 また、既に接続契約を行っている場合でも、電力広域的運営推進機関が策定した送配電等の業務に関するルールに基づき、全てのバイオマス発電設備について、一律に新たな出力制御ルールが適用されることとなりますので、「地域資源バイオマス発電設備」の要件を満たせば、新たな出力制御ルールの適用を受けることができます。
- 5 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関する詳しい運用は、経済産業省の「よくある質問」も併せて御確認下さい。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_faq.html

6-10. バイオマス発電に係る設備整備計画の認定の基準について、「設備整備計画が地域に存するバイオマスを主に活用するものとなっているか」をどのように確認すればよいのでしょうか。

(答)

- 1 農山漁村再生可能エネルギー法に基づき市町村が基本計画に定め、促進するバイオマス発電設備は、「発電に供する原料として地域に存するバイオマスを主に活用するもの」と

されています。

- 2 本法律の認定を受けるバイオマス発電については、市町村が作成する基本計画に適合している必要があり、この「発電に供する原料として地域に存するバイオマスを主に活用するもの」の具体的な要件として、地域に存するバイオマスのバイオマス比率を年間を通じて原則8割以上確保するものであることを確認する必要があります。
- 3 このため、市町村は、バイオマス発電に係る設備整備計画の認定に当たっては、協議会の構成員である原料供給者と発電事業者の協定や地域におけるバイオマス資源の賦存量等を踏まえ、バイオマス発電設備の出力に対し、十分なバイオマスの量が確保されているか確認してください。

6-11. バイオマス発電に係る設備整備計画の認定の基準について、「地域の関係者の合意を得ているか」をどのように確認すればよいのでしょうか。

(答)

- 1 バイオマス発電は、他の再生可能エネルギー源と異なり、原料を調達する必要があることから、安定的かつ持続的に運転を行うためには、地域の関係者の合意を得ていることが重要です。
- 2 このため、市町村は、バイオマス発電に係る設備整備計画の認定に当たっては、地域の関係者を構成員とした協議会を組織し、当該設備整備計画について協議会における協議が調ったものであることを確認してください。

6-12. バイオマス発電に係る設備整備計画の認定の基準について、「発電に供する原料の安定供給体制が構築されているか」をどのように確認すればよいのでしょうか。

(答)

- 1 バイオマス発電は、他の再生可能エネルギー源と異なり、原料を調達する必要があることから、安定的かつ持続的に運転を行うためには、発電に供する原料の安定供給体制が構築されていることが重要です。
- 2 このため、市町村は、バイオマス発電に係る設備整備計画の認定に当たっては、発電事業者である設備整備者と原料の供給に関与する農林漁業者等との協定等が適切に締結さ

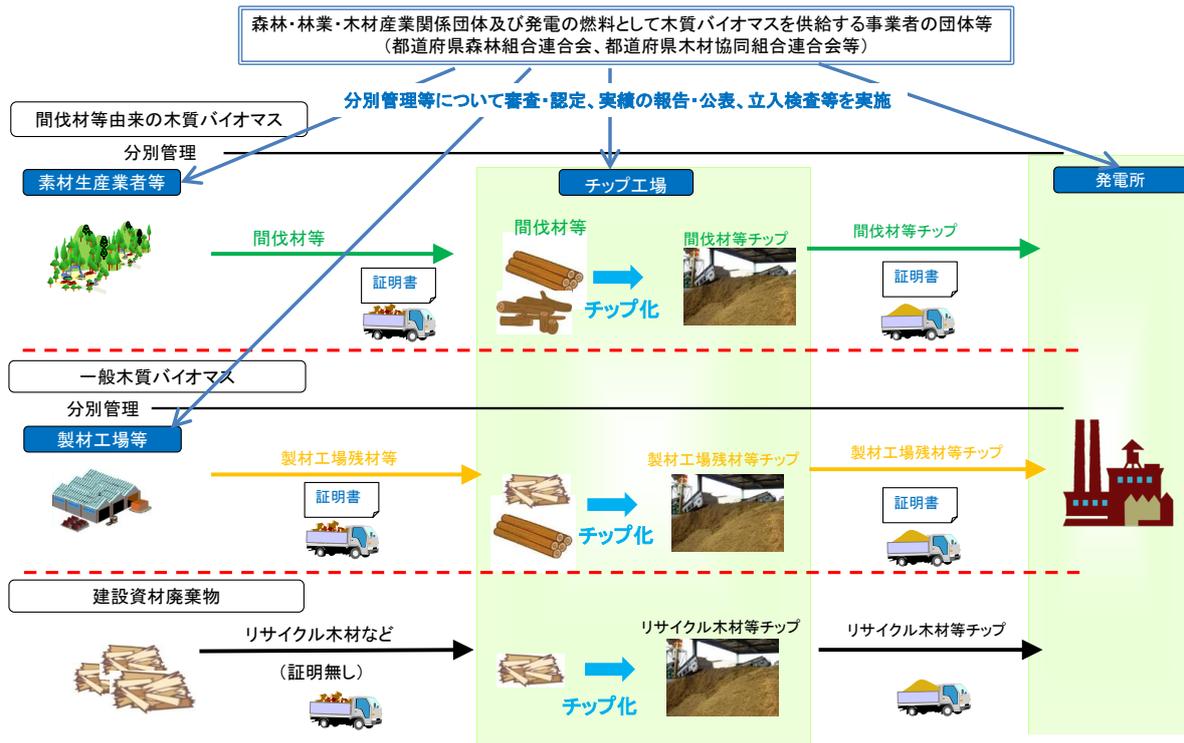
れているか確認してください。

6-13. 市町村は、認定設備整備事業者の認定設備整備計画が木質バイオマス発電に係るものである場合のフォローアップをどのように実施すればよいのでしょうか。

(答)

- 1 バイオマス発電については、発電設備の運転が開始した後においても、原料の調達が適切に行われているか等適切にフォローアップを行うことが重要です。
- 2 このため、市町村は、
 - ① 設備整備者が電力会社に提出したバイオマス比率計算方法説明書において、地域に存するバイオマスを主に活用（地域に存するバイオマスのバイオマス比率を年間を通じて原則8割以上確保）しているか確認するとともに、
 - ② 発電に供する原料として木質バイオマスを活用している場合には、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（平成24年6月18日付24林政利第37号林野庁長官通知）の遵守状況を確認し、発電に供する原料の調達を適切に行っているか確認する必要があります。
- 3 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の遵守状況の確認に当たっては、具体的には、
 - ① バイオマスの種類ごとに分別管理を適切に行うための体制が確立され、実施されているか。
 - ② 燃料供給者等から受領したバイオマス証明や納品書等の書類が適切に保管されているか。また、バイオマス証明には、必要な事項（認定番号、数量、由来等）が正しく記載されているか。
 - ③ 認定設備整備事業者が電力会社に提出しているバイオマス比率計算方法説明書と、バイオマス証明等との記載内容に大きな齟齬がないか。
 - ④ 地域の木材流通に大きな混乱を生じさせないように、必要に応じて関係事業者と調整を図っているか。について確認して下さい。
- 4 このほか、必要に応じて、発電所での現地確認を行うほか、バイオマス証明に記載されている事業者を認定している団体等（都道府県森林組合連合会、都道府県木材協同組合連合会等）に対して、事業者が適切に流通・加工を行っているか確認することも有効です。

発電利用に供する木質バイオマスの証明イメージ



6-14. 既にF I Tの設備認定を受け、電力会社と接続契約を行い、運転を開始しているバイオマス発電所についても、本法律に基づく認定の対象となるのでしょうか。

(答)

- 既にF I Tの設備認定を受け、電力会社と接続契約を行い、運転を開始しているバイオマス発電所についても、地域に存するバイオマスのバイオマス比率を年間を通じて8割以上確保し、改めて地域の関係者の合意形成を行い、原料の安定供給体制を構築する等、当該設備整備計画の内容が適当と認められるときには、本法律に基づく認定の対象となります。
- また、電力広域的運営推進機関が策定した送配電等の業務に関するルールに基づき、全てのバイオマス発電設備について、一律に新たな出力制御ルールが適用されることとなりますので、既に接続契約を行っている場合でも、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定を受ければ、「地域資源バイオマス発電設備」の要件を満たすこととなり、新たな出力制御ルールの適用を受けることができます。
- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関する詳しい運用は、経済産業省の「よくある質問」も併せて御確認下さい。

6-15. 地域に存するバイオマスのバイオマス比率が、運転開始当初は8割未満であるものの、数年かけて8割を超えるというバイオマス発電の設備整備計画について、本法律に基づく設備整備計画の認定を受けることは可能でしょうか。

(答)

- 1 本法律の認定を受けたバイオマス発電については、市町村が作成する基本計画に適合する必要がある、発電に供する原料として地域に存するバイオマスを主に活用するもの、具体的には、地域に存するバイオマスのバイオマス比率を年間を通じて原則8割以上確保するものとなります。
- 2 このため、運転開始当初に地域に存するバイオマスのバイオマス比率が年間を通じて8割以上を確保できない場合、その後に当該バイオマス比率が年間を通じて8割以上を確保する見込みの根拠が乏しいことから、運転開始時から本法律に基づく設備整備計画の認定を受けることはできません。
- 3 ただし、ある時点で、地域に存するバイオマスのバイオマス比率が年間を通じて8割以上を確保する見込みが確実になった場合には、その時点で、本法律に基づく認定を受けることが可能です。

6-16. 設備整備計画の認定を受けたバイオマス発電設備が、地域に存するバイオマスのバイオマス比率を、年間を通じて8割以上確保できず、最終的に認定を取消されたが、その後再び年間を通じて8割以上を確保する見込みが確実になった場合、再度認定を受けることができるのでしょうか。

(答)

設備整備計画の認定を受けたバイオマス発電設備が、地域に存するバイオマスのバイオマス比率を年間を通じて8割以上確保できず、認定を取消された場合でも、ある時点で、「地域に存するバイオマス」のバイオマス比率が年間を通じて8割以上を確保する見込みが確実になった場合には、その時点で、本法律に基づく認定を受けることが可能です。

<認定取消・事業中止関係>

6-17. どのような場合に、設備整備計画の認定を取消すのでしょうか。

(答)

- 1 この法律においては、設備整備計画の認定を受けた者が、認定された計画に従って再生可能エネルギー発電設備や農林漁業関連施設の整備を行っていない場合、市町村は認定を取消すことができるとされています（第8条第3項）。
- 2 また、これ以外の事由であっても、その他の農林漁業の健全な発展に資する取組を行っていない場合や認定設備整備計画の内容に虚偽の記載があった場合などは、認定をした市町村の意思決定の根拠が失われるため、認定設備整備計画の認定の取消し事由となります。

6-18. 認定を取消すに際してはどのような手続を行うのでしょうか。

(答)

- 1 認定設備整備計画の認定の取消しは不利益処分であることから、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、聴聞手続の実施や不利益処分の理由の提示などを行っていただく必要があります。
- 2 この手続の中で、認定設備整備計画に即して発電設備の整備が行われていない理由等をよく確認していただいた上で、取消しの要否を判断していただく必要があります。
- 3 なお、認定が取消されれば、当該地域での再生可能エネルギーの導入や農林漁業の健全な発展に資する取組に支障が生ずるとともに、関係者に大きな影響が及ぶこととなります。このため、市町村におかれましては、本法第21条に基づき、認定設備整備者に対して発電設備の整備や農林漁業の健全な発展に資する取組の適確な実施に必要な指導及び助言を常日頃から行っていただき、認定の取消し事由の発生リスクを極力小さくしていただくことが求められます。

6-19. 再生可能エネルギー発電事業の中止・撤退のときにどのように対応すべきでしょうか。

(答)

- 1 再生可能エネルギー発電事業者が農林地や漁港等に発電設備を整備したにもかかわらず、事業を途中で中止・撤退をすることも想定され、通常の事業実施期間終了時も含め、残された発電設備の撤去の取扱いを決めておくことは、地域の合意を得て安定的に発電事業を行っていく上で重要です。
- 2 このため、この法律に基づいて再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする際には、発電設備の撤去時における原状回復、費用負担等に関する事項を、
 - ① 市町村の協議会の協議事項とするとともに、
 - ② 設備整備者が作成する設備整備計画の記載事項としているところです。
- 3 併せて、設備整備者が設備整備計画の認定を申請する際、原状回復に関する事項が記載された地権者との間の契約書の写しを添付することとしています。(なお、公物管理者が地方公共団体である場合については必要な条件を付することが適当です。)

6-20. 再生可能エネルギー発電事業の譲渡・承継のときにどのように対応すべきでしょうか。

(答)

- 1 再生可能エネルギー発電事業者が農林地や漁港等に発電設備を整備したにもかかわらず、事業を途中で第三者に譲渡・承継をすることは、併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の継続も含め、関係者への影響が及ぶ可能性があることから、認定を受けた事業を実施していくことが重要です。
- 2 やむを得ず、譲渡・承継する必要が生じた場合は、事業及び併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組が確実に継続されるよう、事業者は、事前に協議会の場で関係者に説明を行い、譲渡・承継に対する合意を得た上で、設備整備計画の変更について、市町村の認定を受ける必要があります。

6-21. 設備整備計画の認定を受けたバイオマス発電事業が、地域に存するバイオマスのバイオマス比率を、年間を通じて8割以上確保できなかった場合、当該設備整備計画は即時認定取消しとなるのでしょうか。

(答)

- 1 本法律の認定を受けたバイオマス発電については、市町村が作成する基本計画に適合する必要がある、発電に供する原料として地域に存するバイオマスを主に活用するもの、具体的には、地域に存するバイオマスのバイオマス比率を年間を通じて原則8割以上確保するものとなります。
- 2 一方、設備整備者が災害等によりやむを得ず当該バイオマス比率を一時的に8割以上確保できなかった場合は、市町村は、その理由を聴取し、認定を受けた設備整備計画に従って発電事業を行うよう指導を行い、その適切な実施を促すことが必要です。
- 3 その上で、改善の見込みがない等、設備整備計画の確実な実施が見込まれないなどにより認定の根拠が失われたと認める場合には、認定を取消すことが必要です。

6-22. 市町村は、設備整備計画の認定を取消した場合、関係者としてどの範囲まで認定を取消した旨を通知すべきでしょうか。

(答)

- 1 設備整備計画の認定を受けることによって、設備整備者は信頼性の向上等の便益を受けている可能性があり、市町村は、設備整備計画の認定を取消した際には、その便益に関与する者に対して、認定を取消した旨を通知することが重要です。
- 2 具体的には、協議会の構成員や、設備整備者が行う農林漁業の健全な発展に資する取組に関与する農林漁業者等に対しては、認定を取消した旨を通知するようにしてください。
- 3 また、バイオマス発電設備については、再エネ特措法における出力制御ルールにおいて優遇措置を受けている可能性があることから、国や当該地域の電力会社に速やかに認定を取消した旨を通知するようにしてください。

7. 所有権移転等促進計画関係

7-1. 所有権移転等促進計画の意義及び期待される効果について教えてください。

(答)

- 1 所有権移転等促進計画は、再生可能エネルギー発電設備の整備予定地やその周辺の農林地に多数の地権者が存在する場合、再生可能エネルギー発電設備の整備や農地の集約化などを円滑に進める観点から、農林地等について複数の権利の移転又は設定を一括して行えるようにするものです。
- 2 この措置は、公的主体である市町村が中心となって地権者全員の合意を得て作成され、計画の公告により権利の移転又は設定の効果が発生するものです。また、市町村による嘱託登記の仕組みも併せて導入することにより、所有権移転等促進計画で発生した権利の移転又は設定後の不動産登記についても、市町村が必要な手続を行うこととなります。
- 3 これらの措置の活用により、
 - ① 個々の地権者の権利の移転・設定に必要な調整
 - ② 個々の地権者との間で必要となる契約書の締結
 - ③ 一筆ごとの土地の登記等に要する時間やコストの縮減が図られることとなります。

7-2. 所有権移転等促進計画に係る土地について、市町村の嘱託登記の意義について教えてください。

(答)

- 1 農林地所有権移転等促進事業により権利の移転等が行われた土地の登記について、通常どおり個別の地権者に任せることとすれば、地権者によっては権利移転後の登記をせず、権利関係の不安定な土地が残ることも考えられ、結果として再生可能エネルギー発電設備の整備や農地の集約化等に支障を来すおそれがあります。
- 2 このため、権利関係を早期に安定させるとともに、地権者の手続の便宜を図る観点から、「権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令」(法務省所管)の一部改正を行い、市町村に嘱託登記を行っていただく不動産登記法の特例を措置したところです。

8. 農山漁村再生可能エネルギー法に関する支援措置関係

8-1. この法律の施行に際して、国はどのような支援を市町村に行うのでしょうか。

(答)

市町村による基本計画の作成や実施について、

- ① 必要となる情報の提供や助言や市町村の求めに応じたハンズオン支援が行えるよう、国の相談窓口を地方農政局等に設けるとともに、
- ② 地方農政局等と各地方の経済産業局や環境事務所などと連携した対応を行う等の支援を行って参ります。

8-2. この法律に基づく基本計画の作成や協議会の設置・運営について、相談をしたいのですが、どうすればよいのでしょうか。

(答)

- 1 地方農政局等や一般社団法人全国ご当地エネルギー協会において相談窓口を設置しています。
- 2 地方農政局等の国の相談窓口では
 - ① 基本計画作成や協議会設置・運営のための情報提供や助言
 - ② この法律に基づく特例措置の対象となっている個別法に関する情報提供や助言
 - ③ 農林漁業の健全な発展に資する取組を検討する際に参考となる優良事例の御紹介等を行っています。
- 3 また、一般社団法人全国ご当地エネルギー協会の相談窓口では
 - ① 再生可能エネルギー発電事業の収支計画、資金計画、各種法務・税務等に関する情報提供や助言
 - ② 協議会での合意形成のためのアドバイス
 - ③ 学識経験者や専門家等の御紹介等を行っているところですので御活用ください。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/index.html#nouseikyoku>

8-3. この法律と関連した財政上の支援措置について教えてください。

(答)

農林水産省 HP に掲載されている最新情報で御確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/yosan.html>